

川口市 芝第2・第5地区 まちづくり勉強会 路線別説明会 議事録	
日時・会場	1号線： (1回目)平成27年1月18日(日)10:00~11:30 川口市芝市民ホール (2回目)平成27年1月29日(木)18:30~20:00 川口市芝公民館 4号線： (1回目)平成27年1月18日(日)13:30~15:00 川口市芝市民ホール (2回目)平成27年1月27日(火)18:30~20:00 川口市芝公民館 8号線： (1回目)平成27年1月18日(日)15:30~17:00 川口市芝市民ホール (2回目)平成27年1月28日(水)18:30~20:00 川口市芝公民館
出席者	1号線：17名(1回目) 5名(2回目) 川口市職員：4名(1回目) 3名(2回目) 日本測地設計㈱(まちづくり専門家)：4名(1回目) 3名(2回目) 4号線：12名(1回目) 2名(2回目) 川口市職員：4名(1回目) 3名(2回目) 日本測地設計㈱(まちづくり専門家)：4名(1回目) 4名(2回目) 8号線：4名(1回目) 2名(2回目) 川口市職員：4名(1回目) 3名(2回目) 日本測地設計㈱(まちづくり専門家)：4名(1回目) 3名(2回目)
進行概要 (プログラム)	1. 開会 2. これまでの経緯について 3. まちづくり計画等について 4. まちの骨格道路の整備について 5. 整備の進め方について 6. 質疑応答(意見交換) 7. 閉会
配付資料	次第 資料1 スライド資料(抜粋)
議事概要	
1. 開会	
<p>区画整理課長より挨拶(平成27年1月18日1号線説明会開催時)</p> <p>本日はお忙しい中、日曜日の朝一番からお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。まず今回の路線の説明にあたりまして、図面に画いたものはあくまでも案ということで、今回は皆様のご意見をお聞きする、また説明する場として設けさせていただきました。</p> <p>既にまちづくりニュース等でご存知の方もいらっしゃると思いますが、この地区は昭和38年、将来的に区画整理事業を行う位置づけとなっておりました。しかしながら、現在住宅がかなり密集しており、区画整理による減歩ということが極めて困難な状況となっております。この状況から、区画整理とは別の手法に方針の転換をいたしました。したがって、本日の説明会は区画整理事業の説明会ではなく、別手法による整備方法を説明させていただきます。</p> <p>今回は、皆様方が所有する土地周辺の生活道路と、予定している都市計画道路への接道についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>	

1. 開会(続き)

開催の趣旨について

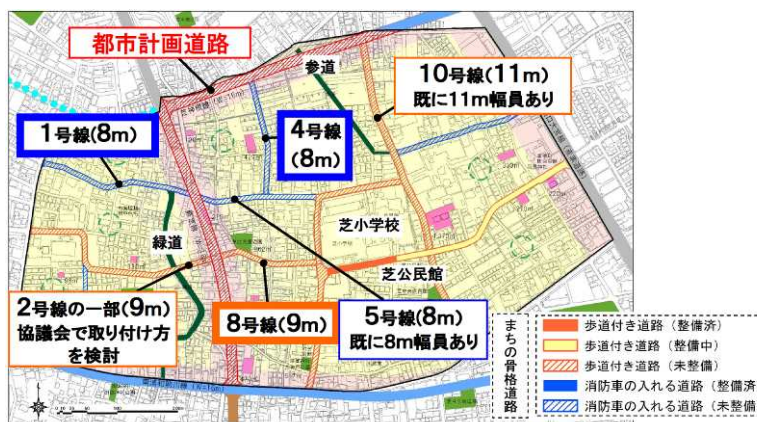
H26年10月に取りまとめた芝第2・第5地区「まちづくり計画」において、まちの骨格道路として12の路線の整備を目指すこととしました。

その具体的な整備について、路線別に沿道のみなさんと意見交換を行いたいと思います。

路線別説明会(1月)の対象路線

最優先整備を目指して別途協議会で検討中の都市計画道路に接続するまちの骨格道路については、道路の取り付け方を決める必要があります。そのため、対象となる1・4・8号線について、路線別説明会を開催します。

その他の路線については年度を挟みますが、順時開催していきます。

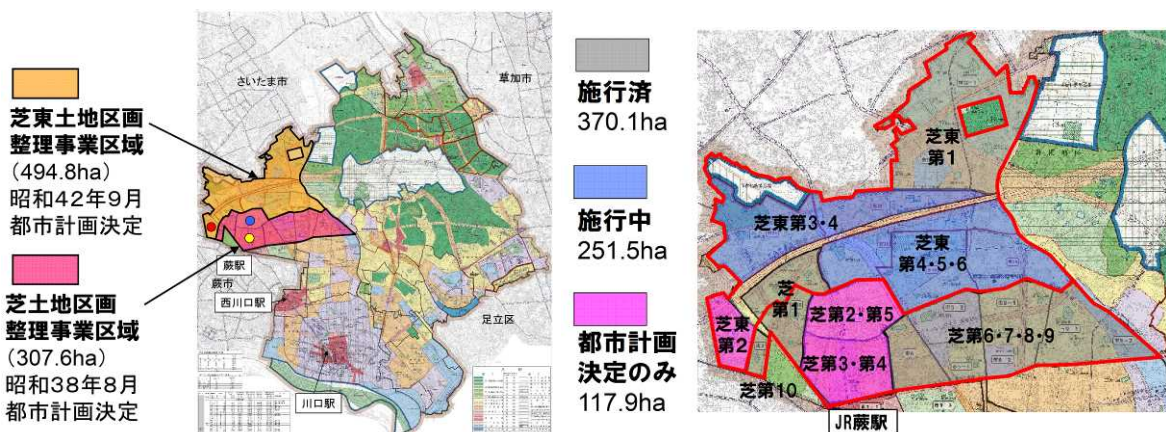


2. これまでの経緯について

これまでの経緯について、紹介しました。

【芝地域の土地区画整理事業】

芝地域では、芝東土地区画整理事業と芝土地区画整理事業が都市計画決定しており、現在、施行済みが370.1ha、施工中が251.5ha、都市計画決定のみが117.9haとなっています。



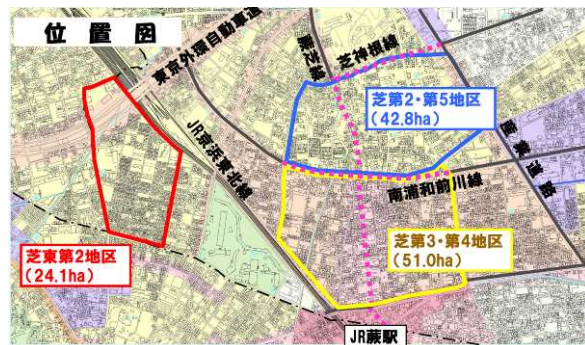
【土地区画整理事業区域都市計画決定の状況】

【芝地域の土地区画整理事業】

2. これまでの経緯について(続き)

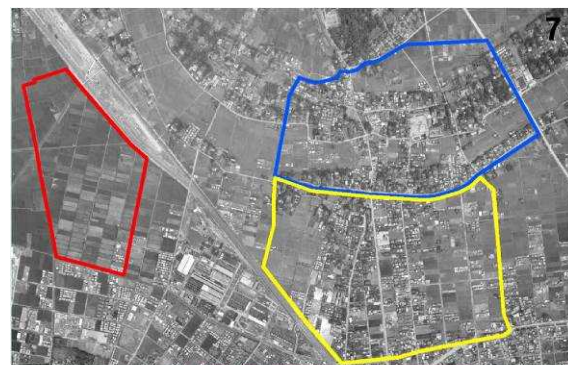
【芝第2・第5地区周辺のまちづくりの状況について】

芝東第2地区、芝第3・第4地区、芝第2・第5地区の3地区が都市計画決定のみとなっています。



【まちづくり活動状況について】

- ・ 3地区は昭和38年に土地区画整理事業の都市計画決定がされました。
- ・ 昭和35年から昭和45年にかけて急激に市街化が進みました。
- ・ これまで、住民と様々な検討を行ってきたが事業化にいたらない状況となっています。



[撮影]1961年(昭和36年)



[撮影]2011年(平成23年)

【まちづくり活動状況について】

平成20年5月
市の政策会議で長期未着手土地区画整理事業3地区の見直し方針が決定

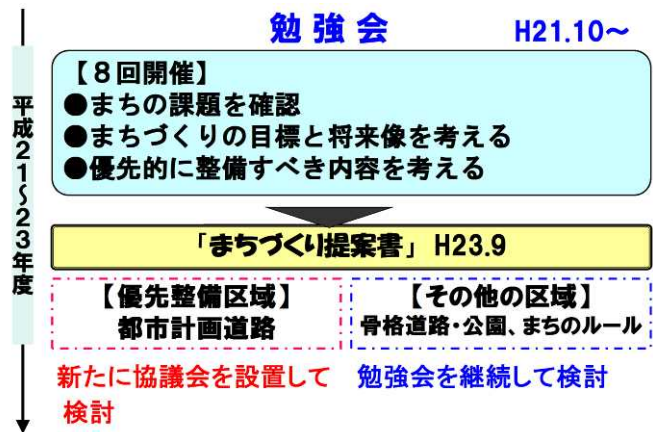
平成21年8月 まちづくり説明会開催
芝第3・第4地区、芝東第2地区については、土地区画整理事業を廃止して住宅市街地総合整備事業に転換
芝第2・第5地区については、地元の意向をふまえた事業手法を再検討

住民と行政の協働によるまちづくり検討を再スタート

2. これまでの経緯について(続き)

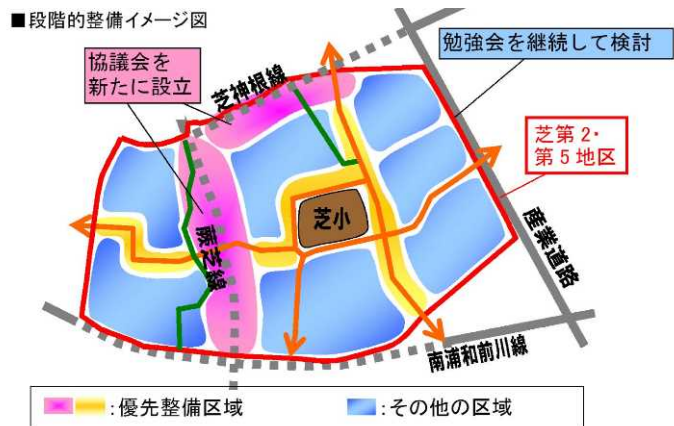
【まちづくり活動状況について】

平成21年10月よりまちづくり勉強会において、まちの課題とまちづくりの目標・将来像、優先的に整備すべき内容について検討を行い、「まちづくり提案書」を取りまとめました。



【勉強会と協議会による検討】

まちづくり提案書を受けて、H23年11月より優先整備区域（協議会）とその他の区域（勉強会）に分け、並行して検討を進めてきています。



【勉強会と協議会による検討】

協議会では、計9回の検討を重ねて、「沿道整備計画(案)」を作成した後、アンケートを実施し、その結果を受けて、沿道の地権者を対象とした新協議会を立ち上げて具体的な事業化の検討を行っています。

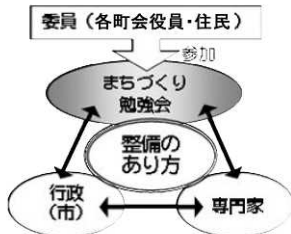
勉強会では計10回の検討を重ねて、まちづくり計画(案)を作成し、アンケート結果を経て、まちづくり計画を取りまとめました。



2. これまでの経緯について(続き)

【勉強会活動について】

まちづくり勉強会では、ワークショップ形式で委員(各町会役員と希望者)と市の職員、専門家で議論を行って来ました。



【検討風景】



ワークショップ形式で用意されたテーマについて委員と市の職員、専門家で議論



【まち歩き】



まち歩きも行い、実際にまちの良い点・悪い点等を把握

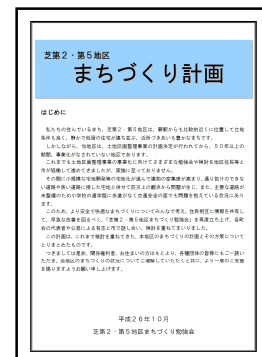
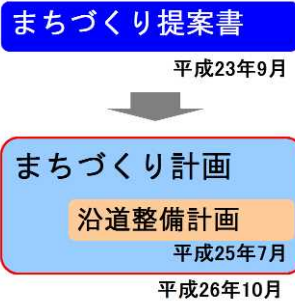
【発表風景】



班ごとに代表者が検討結果を発表

【まちづくり計画 勉強会取りまとめ H26.10】

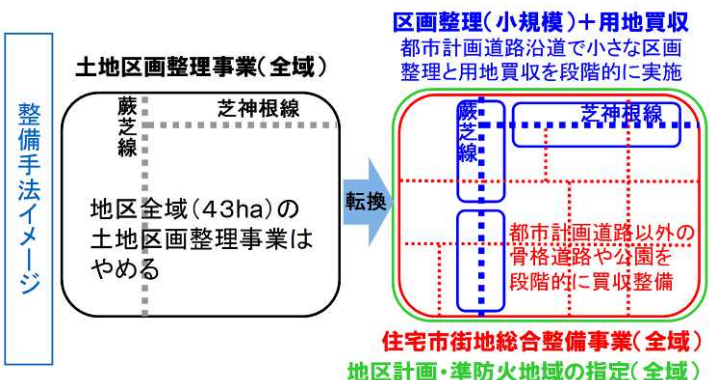
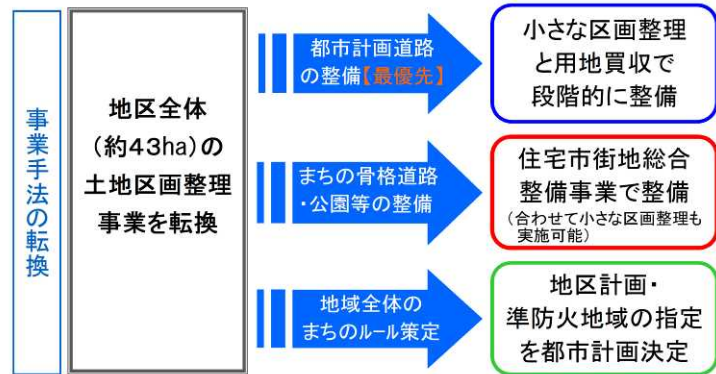
まちづくり計画を平成26年10月に取りまとめました。



3. まちづくり計画等について

芝第2・第5地区の今後のまちづくりの方向性

地区全体(約43ha)の土地地区画整理事業を転換し、別の方法で地区のまちづくりを段階的に進めていきます。



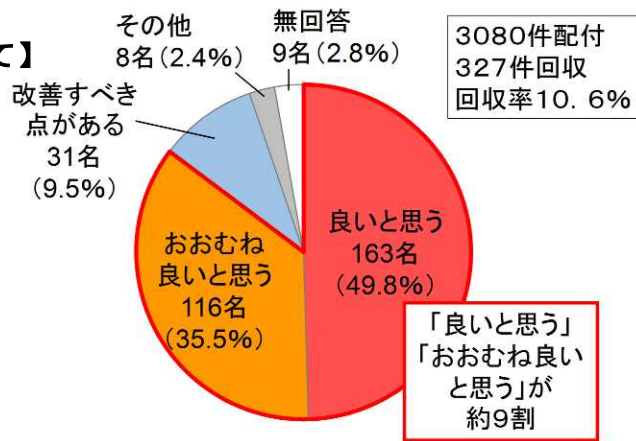
3. まちづくり計画等について(続き)

住宅市街地総合整備事業(住市総事業)とは

	従来型の区画整理	住市総事業を基本
整備の進め方	面的に道路や公園、住環境を一括整備	合意の得られたところから個別に整備
整備方法	道路や公園の用地を「減歩」により確保	道路や公園の用地を「買収」により確保
メリット	道路や公園、住環境を一括整備することが出来る	道路などに直接影響がある権利者を対象とするため、期間が短く、費用も抑えられる
デメリット	地区内全域の地権者を対象とするため、長期化し、費用が高くなる	全面更新型の事業ではないので、一括で整備できない

【アンケート結果

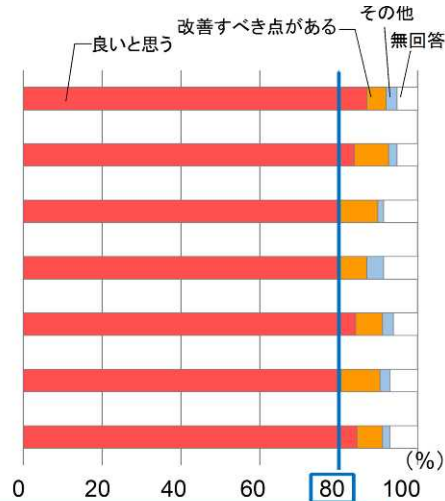
まちの骨格道路・公園の整備について】



【アンケート結果

地区全体のまちのルールについて】

- ①建築物の用途の制限
- ②建築物の高さの制限
- ③道路や隣接地と建物の間隔
- ④敷地面積の最低限度
- ⑤建築物の色彩の制限
- ⑥垣またはさくの構造
- ⑦燃えにくい建物



すべての項目で「良いと思う」が8割以上

【地区計画で定められるルール】

地区施設
道路、公園、緑地、広場などの配置および規模



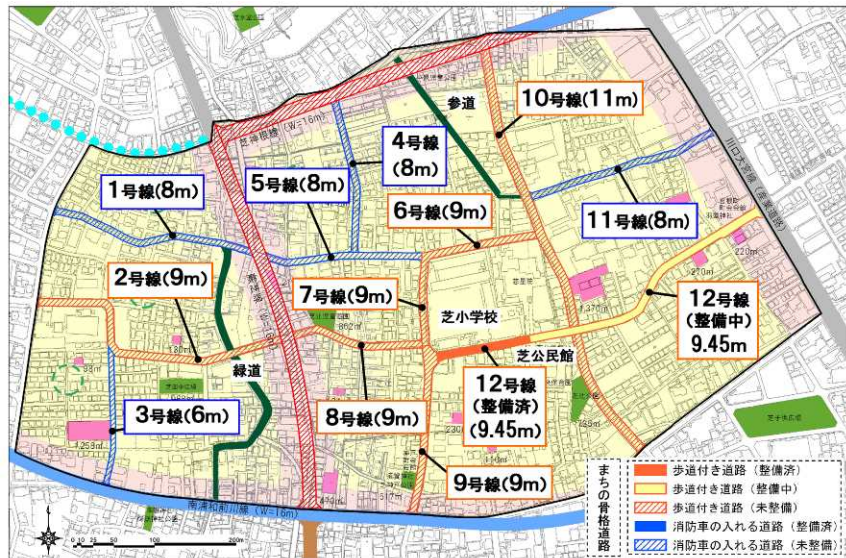
建築物および敷地に関すること	
1. 建物の用途	4. 高さの最高限度
2. 壁面の位置	5. 垣又は柵のルール
3. 敷地面積の最低限度	6. 色彩の制限

その他、土地利用の制限・・・樹林地や草地などのよい環境を守り、壊さないように制限することができる

4. まちの骨格道路の整備について

まちの骨格道路

まちづくり勉強会では、まちの骨格道路として、12の路線を位置づけました。



まちの骨格道路の構成

まちの骨格道路は、歩道付き道路と消防車の入れる道路の2つで構成されます。どちらの骨格道路も、消防車の通行や避難対応となっています。

災害に強く、安全で安心なまちにしていきます

【まちの骨格道路】※消防車・避難対応

歩道付き道路 7路線 幅員9～11m

安心して芝小学校へ通学できる歩道付き道路

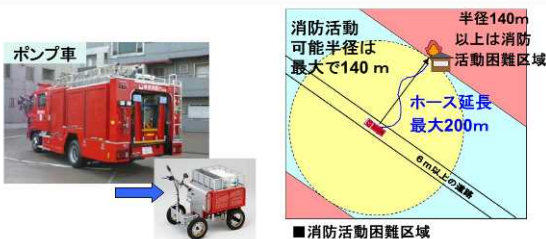
消防車の入れる道路 5路線 幅員6～8m

災害時に消防車等の緊急車両が円滑に通行できる道路

※歩道付き道路は消防車が入れる道路も兼ねています。

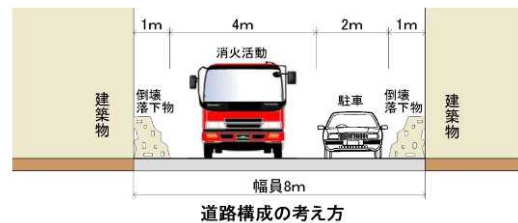
消防車の入れる道路の考え方

- 概ね200～250mの間隔で幅員6m以上の道路で街路を区画する必要があります。
(幅員6m以上の道路の消防水利から140mを超える区域は、ホースが届かない消防活動が困難な区域となるため)



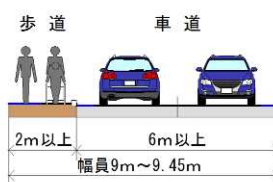
防災性を考えると6m以上の幅員が必要です。

- 消防活動には、車両通行やホースの積載を考慮すると4m
- 地震時の沿道の建物の倒壊、落下物により両側に1mずつさらに、駐車している車を考慮すると、2mが必要となります。



歩道付き道路の考え方

- 子供たちが安心して通学できる道路として整備を行います。
※歩道付き道路は消防車が入れる道路も兼ねています。



片側歩道付き道路の幅員構成の例

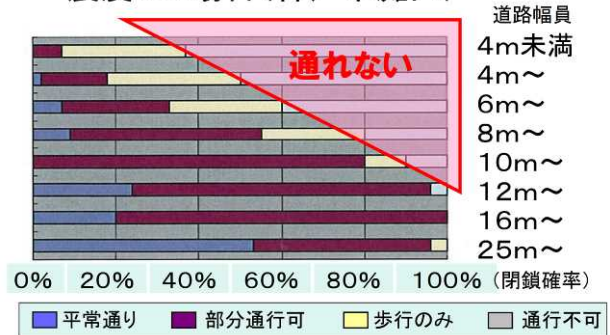


4. まちの骨格道路の整備について

参考: 震災時の道路幅員別の閉鎖確率について

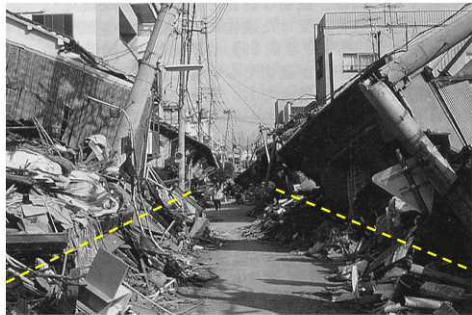
道路幅員別の閉鎖確率について、阪神淡路大震災の事例を紹介しました。幅員6mの場合、車両の部分通行が約3割、幅員8mの場合、車両の部分通行が約5割となっています。

参考二: 震度7の場合(神戸市灘区)



出典: 2008年10月 大震災時における道路の通行可能率の推定(立命館大学論文)

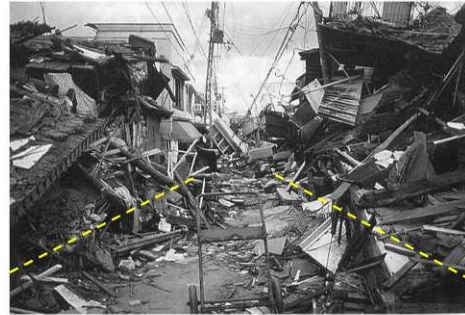
参考市: 阪神・淡路大震災写真(神戸市・灘区)



出典:平成7年 兵庫県南部地震被害調査中間報告書(建築研究所)

- 古い木造住宅が倒壊し、緊急車両等の通行は不可となった。

参考市: 阪神・淡路大震災写真(神戸市・長田区)



出典:平成7年 兵庫県南部地震被害調査中間報告書(建築研究所)

- 幅員の狭い道路では、建物倒壊により道が塞がれた。

道路の拡幅方針と幅員構成について

道路の拡幅方針は、片側拡幅や両側拡幅などにより、敷地や建物にどのような影響があるのかについて、いくつかの案を紹介しました。

道路の幅員構成について、両側を路側帯とした案と、歩道を設置した場合の案をご紹介します。

1号線・4号線(幅員8m)の場合

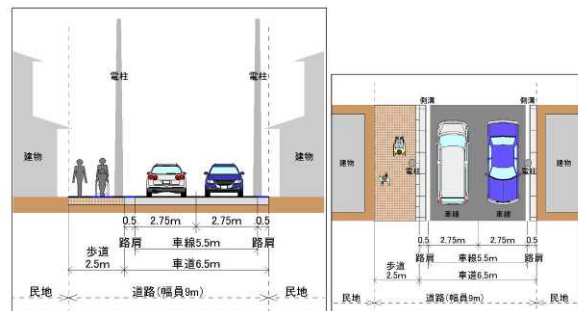
幅員8m(両側に路側帯を確保)

※これを基本とします。



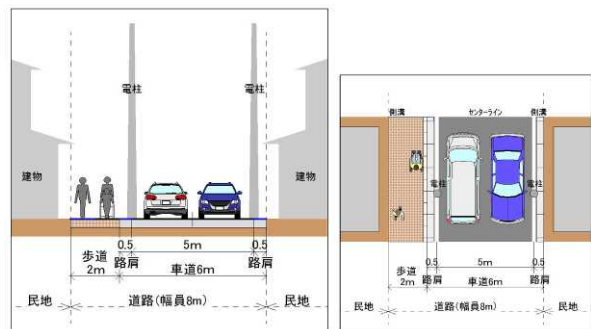
8号線(幅員9m)の場合

幅員9m(片側歩道を設ける場合)



幅員8m

(センターラインを設けず、片側歩道を設置した場合)



4. まちの骨格道路の整備について(続き)

市の拡幅整備の基本的な考え方

整備の考え方

早くできる・費用対効果	→	片側拡幅
公平性	→	両側拡幅
残地や生活再建の問題	→	なるべく影響が少なくなるような拡幅
交通安全性	→	影響があるけれども安全性が向上
沿道の皆さんの意向(売却や残留)	→	売却意向のある方へ拡幅

基本的な考え方

市としては、移転が少なく、効率の良い整備方法で進めていきたい

沿道の意向を踏まえて決めていきたい

今後、アンケートを実施

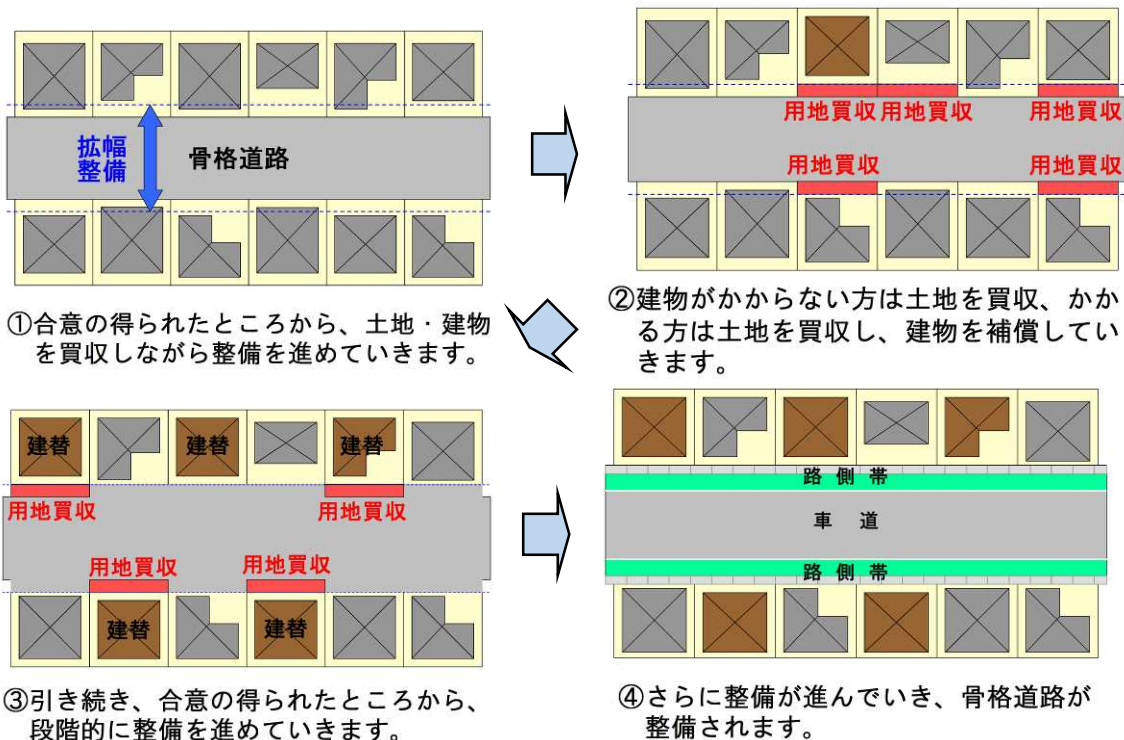
5. 整備の進め方について

整備に入るには時間がかかりますが、まちの骨格道路の整備の進め方について、紹介しました。

整備の進め方(「まちづくり計画」より抜粋)

- ・ 路線ごとの沿道の方々にまちの骨格道路の整備プランについて説明・検討を行い、合意の得られたところから整備
- ・ 拡幅部分の土地を買収、建物がかかる場合は補償して、段階的に道路整備。ただし、拡幅の影響が大きい路線については、買収だけでは、現地での再建が困難な方も想定されるため、土地の入替えも考慮した整備を検討

整備イメージ

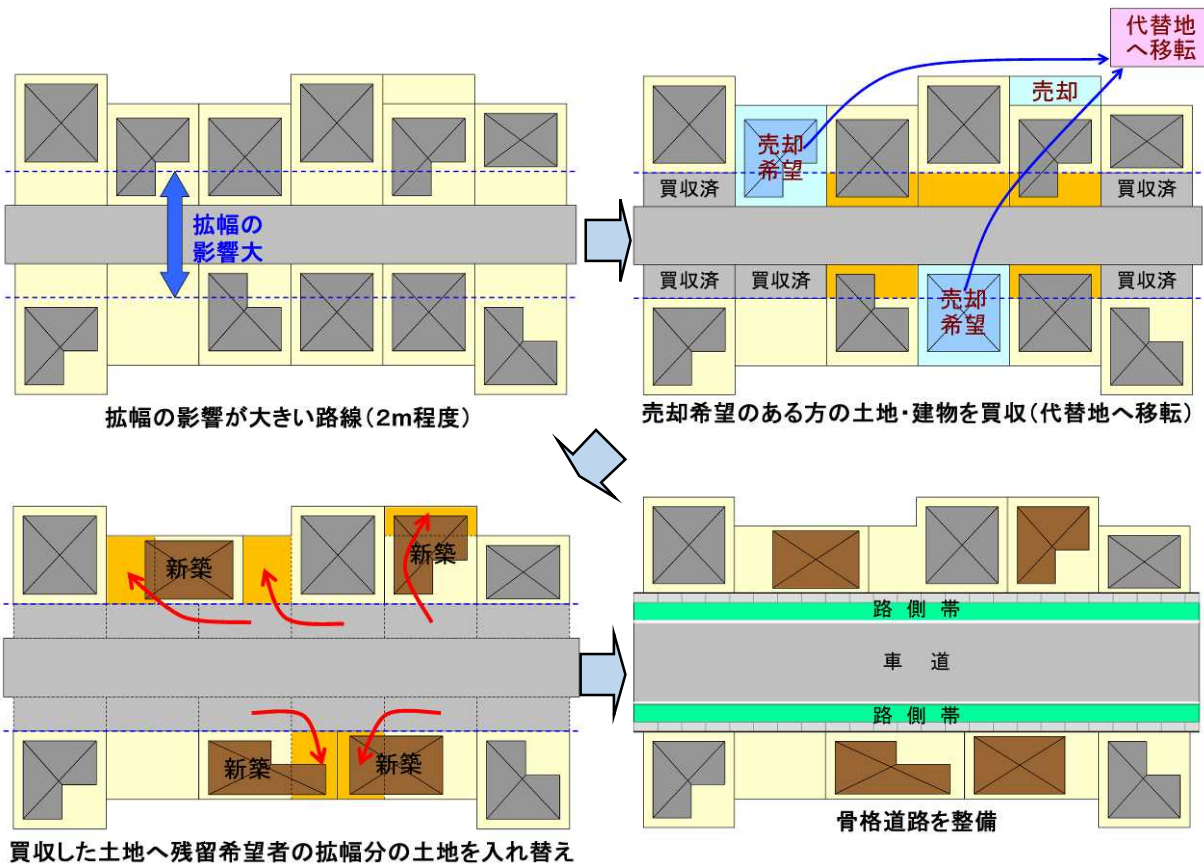


5. 整備の進め方について(続き)

ただし、・・・

拡幅の影響が大きい場合については、

買収だけでは、半端な土地になってしまい、現地での再建が困難な方も想定されるため、場合によっては、土地の入れ替えによる整備も必要とされます。



土地評価と買収価格について

土地評価と買収価格について概要を紹介しました。

【公共事業による用地買収における土地の評価】

- ・通常、譲っていただく土地の価格は、正常な取引価格によるものとされており、公示価格、基準価格、取引事例価格、不動産鑑定評価額などを基にして適正に算定します。

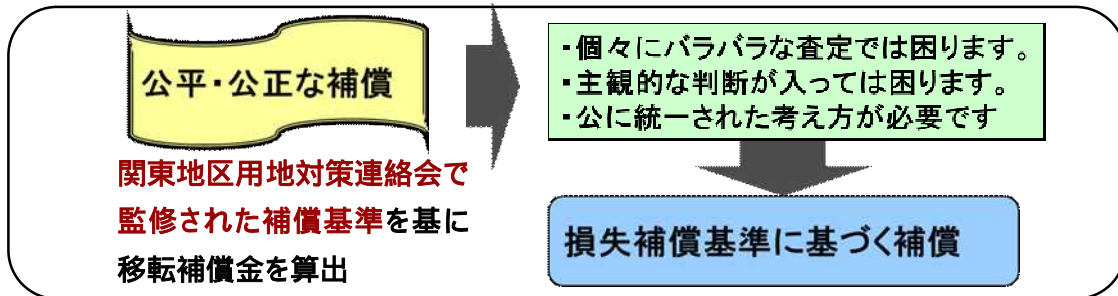
この土地を取得する際の正常価格については不動産鑑定士による鑑定評価が行われており、公共事業の用地取得価格に対する妥当性を証明することにより、税金の適正利用や不正支出防止に役立っています。

5. 整備の進め方について(続き)

建物補償について

建物補償の考え方について概要を紹介しました。

- ・ 建物補償については、適正で公平な補償を行うため、定められた「補償基準」により補償金を算定します。



移転となる建物の残地や移転先の状況、移転する前の価値及び機能を失わないように条件を考慮して、通常妥当と認められる移転工法を決定し、その方法による移転に要する費用を補償します。

今後のスケジュール

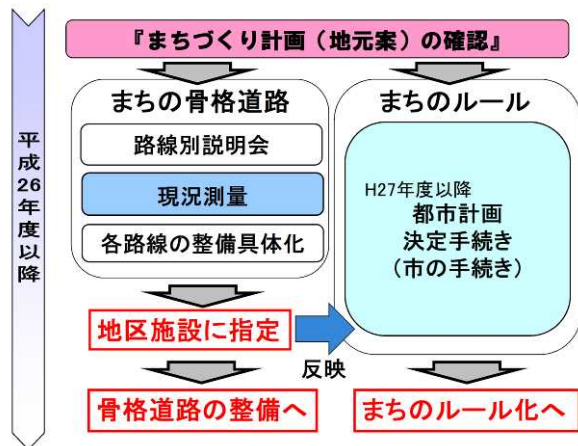
今後のスケジュールについて紹介しました。

まちの骨格道路については、平成27年1月より路線別説明会を開催しています。1・4・8号線以外の路線の路線別説明会は年度を挟みますが、順時開催していく予定です。あわせて、現況測量を行い、各路線の整備について具体化を図っていきます。まちのルールについては、平成27年度以降、地区計画の都市計画決定手続きを行い、芝第2・第5地区のまちのルール(地区計画)として定めていきます。

骨格道路にどれくらい土地がかかるかを調べるため、現況の地形を示す現況図を作成します。調査の前には、実施の案内を送付致します。



現在の道路や建物、樹木、塀などの位置や形状を調査します。



質疑応答(1号線)

路線別説明会で頂いたご意見を以下にまとめました。

【路線別説明会1回目(1月18日)に頂いたご意見を以下にまとめました。】

(1号線の幅員について)

意見1 : 幅員が6mから8mと変更したのはいつですか？

事務局 : 区画整理事業の計画の中で区画道路が幅員6mとなっています。平成21年度からの検討から、1号線の幅員は8mとなっています。

(1号線の幅員について)

意見2 : 1号線の幅員8mを幅員6mへ変更を要望することは可能でしょうか？

事務局 : 幅員6mでもある程度安全性が確保できますが歩道がつかない道で本当に良いのか、皆さんと協議する必要があります。私どもとしては、幅員8mでの整備が良いとは思いますが、住民の皆さんの総意として6mでの整備というのであれば、6mでの整備が可能であるか検討したいと思えます。

権利者 : 私は幅員8mに反対しているわけではありません。どういう経緯で幅員6mが8mとなったのか、説明して欲しいと思っています。アンケートの結果だけを幅員変更の裏付けとするのは乱暴だと思います。また、幹線道路は8m以上とするのであれば、市の強い意志を持って進めて欲しいと思えます。

(消防車の入れる道路について)

意見3 : 3号線の幅員が6m、1号線の幅員が8mとなっています。その違いは何があるのでしょうか？

事務局 : まちの骨格道路のプランは町会の代表者20名と公募者10名からなる勉強会で検討し、決定しています。3号線は、幅員6mでほぼ整備されているため、地元の検討の中で、幅員6mの整備で十分としています。1号線については、皆さんが検討した中で防災面を考えて8mとなりました。

権利者 : 消防車の入れる道路を幅員8m以上とするなら、幹線道路は幅員8mで全路線統一して整備して欲しいです。

(歩道付き道路について)

意見4 : 歩道付き道路は芝小学校へ安心して通学できる道路としていますが、今後、少子化となり、整備する重要性もなくなってくる可能性があります。総合的に考えて、道路の計画を決めて欲しいと思えます。

事務局 : 歩道付き道路は、芝小学校へ安心して通学できる道路としての他、高齢者が安全に通行できる道路として整備を考えています。芝地区も高齢化が進んでおり、将来的には歩道を車いすが通行できる必要性が出てくると思えます。

(整備の事業手法の転換について)

意見5 : 整備の事業手法の転換はいつなされたのでしょうか？

質疑応答(1号線)(続き)

事務局 : 平成20年の政策会議で、長期未着手の区画整理事業施行地区について見直し方針が決定し、芝第2・第5地区は地元の意向を踏まえた事業手法を再検討しています。

(アンケートの回収率について)

意見6 : アンケートの回収率が低いので、住民の総意とはいえないのではないのでしょうか。

事務局 : 芝第3・第4地区、芝東第2地区でも同様のアンケートを実施しましたが、回収率は1割~2割程度となっています。これ以上、地区に土地建物をお持ちの権利者、住民の方全体を対象としたアンケートで回収率を増やすのは難しいと感じています。しかし、今後も地区の皆様へ周知する様努力していきます。

住民 : 今後、アンケートを実施する予定はないのでしょうか？住民の意見を聞くには、アンケート実施や話し合いの場を持たないといけないと思います。

事務局 : 今後、まちの骨格道路に影響する権利者を対象に整備に対するご意向を伺うためのアンケートを行う予定です。

(勉強会委員の選定)

意見7 : 勉強会委員の選定については、全体に周知されたのですか？

事務局 : 勉強会の委員は、町会からの代表者を選出すると共に、公募で応募された方で成り立っています。勉強会の委員は、ホームページで募集を行いました。

(説明会の日程の周知について)

意見8 : 一ヶ月前に説明会の日程を連絡して欲しいです。仕事の都合がつかません。

事務局 : 大変申し訳ありませんでした。

【路線別説明会2回目(1月29日)に頂いたご意見を以下にまとめました。】

(まちの骨格道路の幅員について)

意見1 : 幅員は消防車が通れる最低幅員6mではなく、8m必要ですか？

事務局 : 幅員6mの場合、実際に災害が起きた際に例えば違法駐車が1台あったり、災害の影響等で車が事故をおこすと、その段階で道路が塞がってしまい、消防車の通行が不可能になる可能性が高いです。この道路は、いざという時に皆様が避難所まで逃げる機能を持っており、大事な道路になります。市としては安全性を考え、出来れば8mで整備したいと考えています。

(まちの骨格道路の幅員について)

意見2 : 3号線の幅員が6mで、1号線の幅員が8mの違いは何がありますか？

事務局 : まちの骨格道路の計画は地区外との道路の接続を考えながら、皆さんで検

質疑応答(1号線)(続き)

討し、取りまとめました。1号線は地区外と連続性がある道路のため、幅員が8mになっています。3号線は地区外に繋がる道路がないので、検討した中で6mの整備で十分としています。

(整備の進め方について)

意見3 : 説明会に来られないご高齢の方もいるので、住んでいる方に一軒一軒説明して欲しいです。また、まちの骨格道路の計画を踏まえて、建築の時に指導できなかったのですか。

事務局 : まちの骨格道路の計画は区画整理事業の道路計画とは全く違うものです。区画整理の計画を見直して、全体の道路整備が出来ない分、確実に安全な道路を確保するという考えで作直した道路計画です。今後、皆様のご理解ご協力を得ていきたいと思えます。

(整備の進め方について)

意見4 : 新築の家もたくさんありますが、どうするのですか。

事務局 : 新築の家もありますが、住市総事業は合意がとれた所から整備を行っていく手法ですので、権利者の方のタイミングに合わせて整備していきます。

(補償について)

意見5 : アパートのローンがまだ残っています。収入が減るとローンが払えなくて困ります。補償の内容を知りたいです。

事務局 : 道路にかかった分の土地については売却して、残ったスペースで建て替えをした場合、建物補償金が出ます。土地は市に売却して、建て替えについては補償基準に基づいて補償をさせていただくことになります。

(勉強会委員の選定について)

意見6 : 勉強会というのは地域の人がみんな集っているのですか？

事務局 : 公募による応募者と、市の方から各町会の役員にお願いし、各町会から選抜していただきました。

(計画の周知について)

意見7 : まちづくりの計画について、説明がない様に感じます。

事務局 : これまで地区の皆様にもちづくりニュースという形で周知したり、アンケートの実施、全体説明会の開催等を行って参りました。なかなかアンケートの回収率や全体意見交換会の参加者等上がっていないというのが現状です。今後、時間をかけて説明をしていきたいと思えます。

質疑応答(4号線)

【路線別説明会1回目(1月18日)に頂いたご意見を以下にまとめました。】

(これまでの経緯について)

意見1 : 50年間、事業化できなかったのはなぜですか？

事務局 : 昭和38年に都市計画決定しましたが、昭和35年から45年にかけて急速に市街化が進み、当時住民の方々の減歩に対してのご理解がいただけなかったため事業化にいたりませんでした。

(整備の進め方について)

意見2 : 区画整理事業の道路計画に沿って家を建てさせずに、そのままにしている土地があります。

事務局 : 土地区画整理事業の事業区域は都市計画法の53条の建築制限がかかりますが、法律の範囲内のものであれば建てられます。区画整理事業の計画に沿って用地を空けている土地に対して、今後有効利用する検討をしていきます。

(芝神根線と蕨芝線交差点の西側について)

意見3 : 都市計画道路の芝神根線をいちょう通りまで繋げないと危ないのではないかと意見しても区域の対象外と言われました。住民の意見を検討してほしいです。

事務局 : 都市計画道路については、協議会で説明会をさせていただいています。芝神根線と蕨芝線交差点の西側については今後検討をしていかなくはと考えています。

(その他)

意見4 : 寺の参道の前が広がっていますが、もともと広がったのか、考えがあってあのような区画にしたのですか？

事務局 : もともと参道としてありました。市で整備はしていません。

(まちづくり計画について)

意見5 : 区画整理の廃止はいつ頃決まるのですか？

事務局 : 都市計画決定は早ければ平成27年度以降にします。都市計画道路の進捗に合わせて時期を決定します。

(まちの骨格道路の構成について)

意見6 : 峰町と辻町会との境界の道が、区画整理事業の道路計画に沿って用地を空けていますが、まちの骨格道路の案に入っていない。

事務局 : 平成22年にまちづくり提案書が出来る過程では、整備すべきまちの骨格道路が現在よりももっと多くあげられていました。しかし、地域の皆様が第一段階として消防車が入ってこられる道路を早期整備すべきだとして12路線に絞りました。まちの骨格道路が整備された後、骨格道路の中の道は順次整備していこうと考えています。

質疑応答(4号線)(続き)

(整備の順序について)

意見7 : 1号線から順番に整備していくのですか？

事務局 : 便宜上西から順番に番号をふっており、合意を取れた所から順に整備していきます。

(道路の高さについて)

意見8 : まちの骨格道路を整備するときには、骨格道路と都市計画道路の高さを合わせて、雨水排水をうまくやって欲しいと思います。

事務局 : 現況測量で現況の地盤の高さをおさえて、都市計画道路の設計の予見を得て、道路の縦断勾配を検討します。整備する前には、どのようにつくるか、皆様にご提示したいと考えています。

(水路について)

意見9 : 自宅南側の水路は高さ関係がおかしいため、うまく雨水が排水されません。夏は水がたまって、蚊が発生します。市に相談しても、U字溝を入れたくても、下水道管が入っていて難しいと言って対応してくれません。

事務局 : 道路を拡幅整備する際には、道路に合わせて雨水・汚水の配管も設計し直します。今後、そのように水がたまらないように高さを取っていきたいと思います。

【路線別説明会2回目(1月27日)に頂いたご意見を以下にまとめました。】

(道路の線形について)

意見1 : 道路を拡幅した場合の影響する建物の件数は、単純に道路にかかる建物のみの件数ですか？

事務局 : 道路にかかる建物のみの件数です。道路にかかる土地の件数はもっと多くなります。

(スケジュールについて)

意見2 : 住市総事業(住市総事業)の認可はいつ取るのですか？

事務局 : 住市総事業について、認可取得に向け調査を進めており、申請を出せるようにしていきます。

(スケジュールについて)

意見3 : 住市総事業も区画整理と同様に時間がかかるのではないですか。

事務局 : 住市総事業の場合は、合意が得られたところから個別に買っていくので部分部分で整備されていきます。時間はかかりますが、最終的に全体が整備されます。

質疑応答(8号線)

【路線別説明会1回目(1月18日)に頂いたご意見を以下にまとめました。】

(これまでの経緯について)

意見1 : いままで50年間滞っていた計画を転換したのはなぜですか？

事務局 : 現在、芝地区の中で都市計画決定を受けていながら土地区画整理業に着手できていなかった地区が3地区あります。芝第3・第4地区、芝東第2地区については国から災害時に著しく危険な密集市街地という指定を受け優先的に先行して検討を始めました。芝第2・第5地区については、住民と話し合いをしながら整備をすすめていく方針で、今回実現可能な手法によるまちの整備を行うことになりました。

(事業終了の時期)

意見2 : 事業終了はいつになりますか？

事務局 : 住市総事業は区画整理事業とは異なり、実際に道路にかかる土地・建物をお持ちの権利者の方から土地を買収させていただき、道路を整備する手法なので、皆様のご協力にもよりますが年数がかかります。

【路線別説明会2回目(1月28日)に頂いたご意見は特にありませんでした。】